# 第1節 初動（発災当日から数日）… p45 

第2節 必要戸数の推計と要請 … p49
第3節 建設事業者の確定•発注 $\quad \cdots \quad$ p54
第4節 用地の確定 $\quad \cdots$ p55
第5節 発注仕様の確定 $\quad \cdots$ p56
第6節 資材不足等への対応 … L 59
第7節 建設の進渉管理，検査，引き渡し等 … p61
第8節 入居管理，コミュニティ・要配慮者への配慮すべき事項 …p62
第9節 瑕㾟対応，維持保全－メンテナンス，追加工事対応等 …p69
第10節 個人情報の管理 $\quad \cdots$ p78

【標準建設フロー（県）】


初動（発災当日から数日）


第1節 初動（発災当日から数日）

1 マニュアル等の確認と体制の整備

○県庁舎等が被害を免れた場合は，ただちに関連するマニュアル等を確認し，職員の被災状況等を考慮しながら，庁内の体制を確立する。
○県庁舎等が被害を受けた場合は，職員等の安全確保を図りつつ，機能の応急復旧を行い可能 な時期から作業に着手する。
○各担当者を指定する。（通常業務量を勘案の上，兼職等の判断を行う。）

| 役割 | 指定予定者 |
| :--- | :--- |
| 各部との調整等を行う担当 | 危機管理課担当者 |
| 内閣府との協議，連絡調整を行う担当 | 健康危機管理課担当者 |
| 全体を把握する総括担当 | 住宅課参事 |
| 応急仮設住宅の戸数等を計画し，用地，仕様等について健康福祉部 <br> 局と連携しつつ総合調整を行う担当 | 住宅課住宅企画 GL |
| 発注業務を行う担当 | 住宅課住宅総務 G L |
| 用地の調査•確認を行う担当 | 住宅指導 $G L$ <br> 若しくは住宅調整担当 |
| 入居•管理に関する市町への委託事務等を行う担当 | 住宅管理 $G L$ <br> 若しくは住宅収納 $G L$ <br> 建設の技術的検討，実際の建設業務を行う担当 |
| 営繕課住宅営繕 $G L$ |  |

○県において実施要綱を定める。
〈参考：平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う広島県応急仮設住宅の供与に関する実施要綱〉
(供与)
第2条 供与は, 広島県, 市町, 一般社団法人ブレハブ建築協会, 一般社団法人全国木造
建設事業協会等が協して円鲭に速やかに行う。
2 室面皘は, 法に基づく基準室面積 ( 29.7 m ) を標準とし. 6 坪型 ( 1 DK) 。 9 坪型
(2DK) , 12 坪型 (3K) の 3 種類とする。
(県の役割)
第3条 貿は被災の状況や市町の要請を跌まえ, 灾急仮設住宅を供与するとともに, 応急
仮設住宅に関する次の事務を行う
(1) 建設用地の碓認に関すること
(2) 用地造成及び建設•撤去の設計・エ事管理に関すること
(3) 一般社団法人ブレハブ建築協会, 一般社団法人全国木造建設事業協会等及び市町
との調整に関すること
4) 建設•撤去等費用の支払いに関すること
(市町の役割)
第4条 市町は, 被災者等の状況を勒案し, 応急仮設住宅の供与を県に要請するとともに,
次の事務を行う。
(1) 建設用地の調查, 選定, 土地所有者等との荡講に関すること
(2) 応急仮設住宅建設の要請に関すること
(3) 入居者との契約及び退去に関すること
(4) 住宅の管理及び修絡に関すること
(住宅の維持管理に関する協定)
第5条 広島県と市町は, 応急仮設住宅の適正な管理を行うための協定書を縑結する。
(入居対象者)
第6条 入居対象者は, 住家が全壊又は半溒等により, 自らの住居に居住できない者とす
る。
(目的)
年 この要絧は, 平成 30 年7月豪雨災割により, 住宅を失い, 自らの資力では住宅を
得ることのできない県民に対し, 一時的に住宅を提供することを目的として, 広島県が
市町 (広島市を除く) の要請に基づき, 災害救助法 (以下「法」という。) に基づく応急
略設住宅を供与するために必要な事項を定めるものである。

```
(入居者の選定)
第7条 人居の許可は, 被災住民の意向や家族の状況を勘案し, 市町が公正に行う。
2 県は市町の要請に対して, 関連資料の提供,住民意向碓認,入居者の選定, その他
        関連する事務を支援する。
        なお, 入居要件及び入居手䊁き等の䓪集に必要な事項については, 別に定めることと
        する。
(入居相閪)
第8条 応急仮設住宅の入居期問は 2年以内とする。
第9条 応急纳設住宅に必要な経費の負担は, 次に捍げるとおりとする。
    (1) 建設に関する費用は, 県が負担する。
        (2) 攏去及び賈い取りに関する費用は, 県が負担する。
        (3) 火巛<保除は累が争担する
        (3) 火%保険料は,县が貣担する
        (4) 居住部分の光慗費及ひ修粕費は, 入居者が負担する。
        (5) 集会所.馀話窒,外構.駐車場等の維持管理,補俢に関する費用は,県か負担す
            る。
(広島市の取扱い)
第10条 広島市の区域における応急仮設住宅の供与については, この要絴に関わらず広
    島市が実施する。
(雉則)
第11条 この要絧に定めのない事項は広島県知事が別に定める。
附 則
    1 この要絧は,平成 30年7月28日から施行する。
```

2連絡体制の整備，関係者との協議

○県災害対策本部において応急仮設住宅の建設準備の開始を報告する。
○ 庁内の応急仮設住宅全般に係る連絡体制を確保する。（危機管理課，健康危機管理課，住宅課，営繕課）
○建設に関する事前協定を締結している事業者等との連絡手段（電話，メール等）を確保する。
（プレ協は， 300 戸以上を供給することが見込まれる災害の場合，ただちに県内に現地建設本部を設置することとしている）
○ 市町の担当部局との連絡手段（電話，メール等）を確保する。なお，必要に応じ，県職員を市町に派遣する。
○ 国土交通省（本省•中国地方整備局）との連絡手段（電話，メール等）を確保する。
○個人情報の管理について，関係者に徹底する。

3 情報の収集‧整理，記録，報告，広報

○庁内の災害対策本部，警察•消防機関の報告，報道等による災害情報を収集する。 （震度分布，津波浸水範囲，水害浸水等範囲，避難者数等，道路状況，交通状況）
○連絡体制を通じた関連情報を収集する。
○不動産事業者団体等から，借上げ可能な借家の情報を収集する。
○応急仮設住宅の建設準備の立ち上げ状況，進行状況等について，被災自治体内の災害対策本部からの報告聴取，報道機関からの取材，国土交通省等からの照会などが断続的に行い得る よう体制を整備し，効率的な情報提供ができるよう整理，記録を行う。

4 業務スペース，車両の確保等

○ 応急仮設住宅の建設については，計画，建設，用地，発注等の担当ごとに応援職員を含めた業務スペースと事務機器，通信機器等の確保が必要となるため，庁内等に執務室を確保する必要がある。
○ 応援職員を受け入れる場合，人数分のネットワーク接続パソコンやプリンターの確保に努め る。
○災害時には，他部局の災害対応業務でも公用車の需要が高まり，現地確認等のための車両が不足する。このため，協定事業者の車両，応援職員の車両等について，必要な範囲で共同利用する等の現実的な対応が求められる。（この場合，事故等に備えた保険等の確認が必要）

## 建設に向けた準備（必要戸数の推定と要請）



1 初期情報からの推計と要請

○「第2章 第1節 3 災害発生時に行う必要戸数の推計方法の確認」で示されている推計方法等をもとに，初期情報（避難者数，借上げ可能な民間借家戸数，震度分布，津波高さ・浸水範囲，水害の浸水範囲等）から大まかな必要戸数の推計を行う。

## 【豪雨災害時】

A：避難所における避難世帯数（ピーク時）
B：避難所における避難世帯数（ 2 週間後）
C：提供可能な公営住宅等の戸数
D：提供可能な賃貸型応急住宅の戸数（1 次における受付件数）
E：建設候補地（1次）における建設可能戸数
F：建設型応急住宅整備戸数（ 1 次）

|  |
| :--- |
| $F=(A+B) \div 2-(C+D)$ |
| $F$ が $E$ を大きく推計方法 |
| $\quad$（主な被災内容が浸水被害の場合は係数（ 0.6 （平成 30 年 7 月豪雨災害本郷地区実績）$)$ |
| にて低減する。） |

## 【地震時】


※多数の公営住宅等及び賃貸型応急住宅が提供可能な場合は，これらも勘案して整備戸数を決定する。

○ 避難所における避難世帯又は在宅避難世帯に対して，仮住まいの意向調査を実施し，これら も勘案して整備戸数を決定する。
○ 要配慮者のニーズ調査を実施し，車いす使用者及び視覚聴覚等障害者用仮設住宅の必要戸数 を把握する。
○他県にまたがる場合，必要戸数や建設地ごとの戸数等，隣県と情報共有する必要がある。
○国土交通省，内閣府に対し，必要戸数（広域での供給要請と地元での供給予定戸数，賃貸型応急住宅推計戸数）の連絡を行う。
○この必要戸数は，あくまで「見込み戸数」であり，最終的に供給する応急仮設住宅が入居需

要に対して不足することが無いように，多めに見込んでおくものであり，事業者への「発注戸数」ではないことを事業者にも伝えておく。
○必要戸数の公表の際には，初期情報に基づく推計値等であることを明記し，協定団体や資材供給者等に混乱を招くことのないように留意する。

例 「必要戸数は，現時点の住宅被害集計結果に基づく略算を行った結果では，○○戸程度。なお， この推計戸数は，今後の具体的な状況把握の進度に応じて増減するものである。」

〈参考：平成 30 年 7 月豪雨災害 応急仮設住宅入居希望調査票（坂町より提供）〉

## 応急仮設住宅入居希望調査を行います

## 坂町では，今回の豪雨災害に伴い，県に「応急仮設住宅」の設置を要請しています。

 つきましては，入居希望者を把握するため，入居希望調查を実施します。1．応急仮設住宅の設置予定場所及び住戸等
所在地：坂町平成ヶ浜五丁目 2 番（平成ヶ浜中央公園）募集する住戸数：約50戸

| タイプ | 1 DK | 2 DK | 3 K |
| :--- | :---: | :---: | :---: |
| 面積 | $20 \mathrm{~m}^{2}$ 程度 | $30 \mathrm{~m}^{2}$ 程度 | $40 \mathrm{~m}^{2}$ 程度 |
| 世帯人員 | $1 \sim 2$ 人 | 2 人 $\sim 4$ 人 | 4 人以上 |

- 戸数については，応急仮設住宅入居希望調査の結果を鑑みて決定し，後日周知します。
- その他申込要件等の詳細につきましても，後日周知します。


## 2．調査の目的

設置戸数とタイプの割合等を把握するために行います。そのため，応急仮設住宅に入居を希望する方は，可能な限り調査票を提出してください。

## 3．提出方法及び受付期間

別紙の応急仮設住宅入居希望調査票を，平成 30 年 7 月 27 日（金）午後 5 時までに，各避難所の坂町職員（町有小屋浦住宅集会所，小屋浦たかね荘の方は小屋浦ふれあいセンター まで）又は，坂町役場産業建設課に提出してください。

4．入居申込までの流れ


## 5．問合わせ先

役場産業建設課 082 －820－1512

## ※この調査票は入居申請書ではありません

## 応急仮設住宅入居希望調査票

1 あなた（世帯主）のお名前•住所及び現在の状況についてご記入ください。


2 当面の居住に関する意向についてご記入ください。（該当する番号にO印）
－応急仮設住宅への入居を希望する際に希望する地区に○をご記入ください
（1）坂地区
（2）小屋浦地区
（3）どちらでもよい
－応急仮設住宅以外に希望する住宅があれば○をご記入ください
（1）公営住宅
（2）民間賃貸住宅借上げ事業による，賃貸住宅
（3）応急修理をして自宅
（4）その他（
※広島県が行う，借上げ賃貸住宅と応急修理事業とは応急仮設住宅は併用して申請はできません。
3 家族構成等についてご記入ください。

| 氏 | 名 | 続柄 | 年齢 | 職業等 | 該当する方は，○印あるいは必要事項を記入してください。 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 年収等 | 身体障害 <br> 手帪の級を記入 | 介護認定該当に○印と内容を記入 | 車いす <br> 使用者は <br> ○を記入 | その他 |
|  |  | 本人 |  |  |  | 級 | 要支援要介護（ ） |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 要支援要介護（ ） |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | $\begin{gathered} \text { 要支援 } \\ \text { 要介護 ( ) } \end{gathered}$ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 要支援要介護（ ） |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 要支援要介護（ ） |  |  |

※「その他」の欄には，世帯員の健康状態及び被災により失職した状況等を記入ください。
4 今後住宅の再建についての予定をご記入ください。（該当する番号にO印）※現時点での意向。
（1）住宅を補修する。
（2）被災地を再建する。
（3）新たな場所に再築する。
（4）公営住宅等に入居。
⑤民間の賃貸住宅に入居。
（6）その他（
※以下は記入しないでください。
被災住宅状況 全壊 • 半壊 • 一部破損 • 床上浸水 •床下浸水 • その他（

2 追加情報による推計と必要戸数の見直し

○初期情報の更新情報に基づき，必要戸数の推計を適宜見直す。
○市町において，詳細被害（全壊，流出，焼失戸数等）に基づく必要戸数の推計，若しくは避難所の避難者の応急仮設住宅希望等の把握などが進み，市町としての要望戸数が確定してきた場合，その内容を確認した上で，推計戸数から要望戸数へ，必要戸数を置き換えていく。
○車いす使用者数及び聴覚視覚等障害者数の把握を行う。
○ 戸数の見直しを行った場合は，国土交通省，内閣府に報告する。
○発災から概ね 6 ヶ月以内までの完成見通し（工程表）を作成する。

建設に向けた準備（協定団体等との協議と発注等）

※1 着工までの間に建設地の特定行政庁に対し，建築基準法第85条の許可申請を行い，許可 を受ける。

## 第3節 建設事業者の確定•発注

1 協定団体等との協議と発注

○ 協定に基づき，プレ協及び全木協，ムービングハウス協会等に対し，それぞれ予定戸数の提示と建設事業者の斡旋要請を行う。
○ 建設候補地について，協定団体の協力を得つつ，現地確認を行う。
○確定した用地について，協定団体に配置計画等の提案を求め，その内容を確認する。
○ 用地及び建設戸数を確定し，関係課及び国等に報告する。
○ 協定団体から斡旋を受けた建設事業者に，用地と配置計画案を示し，工期予定，見積もり等 を徴収し，建設指示（発注に相当）を行う。
○ 複数の市町において，応急仮設住宅の建設が必要な場合は，原則，準備が整った順に着工す る。

2 協定団体等における体制整備

## 【協定団体】

○ 協定団体は，応急仮設住宅の建設が見込まれる災害の発生時に，ただちに本部を設置し，県 と速やかに協議を開始する。
○ 県から概ねの建設地や建設予定戸数の連絡を受けた場合，ただちに迅速かつ円滑な応急仮設住宅の建設体制を構築する。
○ 建設候補地の現地確認に同行し，建設可能性について助言する。
○ 県が確定した用地について，配置計画案等を作成し，県に提示する。
○ 県から，用地及び建設戸数の確定の連絡を受け，建設事業者を斡旋する。

## 【事業者】

○ 協定団体から斡旋を受ける事業者においては，災害発生後，連絡体制を整備し，協定団体と連携して，建設準備を開始する。
○ 県から，具体の用地と配置計画案の提示を受け，詳細設計，工期，予算等の見積もり等を検討し提出する。
○ 県からの建設指示を受け，建設工事を開始する。

1 建設候補地リストの確認

## 【県】

○県で用地を担当する者は，災害発生後ただちに把握される被災の情報と建設候補地リストを突合し，被災による各用地の使用可能性の検討，地域別及び全体としての推計必要戸数の充足状況を確認する。
○用地については，市町が主体的に選定することとされており，災害時の被災市町の体制の脆弱性に鑑み，県が用地選定の支援を行う。

## 【市町】

○ 市町は，リストにある建設候補地の被災状況，使用可能性の確認を行う。
○予め想定された候補地では不足する場合，準ずる優先度の用地の確認を行う。
○用地については，市町が主体的に選定することとされており，災害時の被災市町の体制の脆弱性に鑑み，県が用地選定の支援を行う。

2 用地の確定

## 【県】

○県は，協定団体等の協力を得て要請を受けた建設候補地の確認を行い，用地として確定する。

## 【市町】

○ 市町は，建設候補地を確認し，住民の意向等を聴取若しくは想定し，県に建設を要請する。
○災害の種類（地震•豪雨災害）や被災状況を考慮し，選定する。また，被災状況によっては長期利用となることも考慮する。

## 【県】

○予め定められた基本方針（仕様）及びオプションについて，実際の被害や避難者の状況に鑑 み，オプションの選定，追加的仕様の検討等を行う。
○ 仕様について，健康危機管理課，協定団体等に確認を求める。
－身体障害者については別途仕様を検討する必要がある。
〈参考：平成 30 年 7 月豪雨災害時の基本方針〉

平成 30 年 7 月 20 日版

## 広島県応急仮設住宅基本方針

1 配置について
（1）住戸
（1）住棟は，日照条件を公平にするため，原則として，玄関を北側，居室を南側とし，住宅の長手方向を東西方向にするよう配置する。
（2）住戸については，居室の窓を 1 箇所以上は掃出し窓とし，縁側を設けて，入居者同士のコミュニティ形成の促進に配慮する。
（3）各住戸タイプの戸数割合は，県内の世帯構成を勘案し，下記のとおりとする。市町村の意向調查により入居者の世帯人員構成が把握できる場合は，これによる。 6 坪型（ 1 DK ）：9 坪型（ 2 DK ）： 12 坪型（ 3 K ）
$1: \quad 2 \quad: \quad 1$
（2）駐車場
（1）駐車場は，原則として各住戸 1 台とする。
（2）駐車場スペースは， $2.5 \mathrm{~m} \times 5.0 \mathrm{~m} /$ 台とし，車路幅員は 6.0 m とする。
（3）集会場•談話室
（1）設置数，規模については以下のとおりとする。

- 住戸数 50 戸未満：談話室（延べ面積約 $40 \mathrm{~m}^{2}$ ）を 1 箇所設置する。
- 住戸数 50 戸以上：集会場（延べ面積約 $70 \mathrm{~m}^{2}$ ）を 1 箇所設置する。
- 住戸数 100 戸以上：談話室 1 箇所及び集会所 1 箇所とする。
（4）通路幅•住棟間隔等
（1）歩行者と自動車の動線を明確に分離する。
（2）敷地内の主要通路幅員は， 8.0 m とする。
（3）住棟の間隔は， 5.0 m （有効寸法）を標準とする。
（4）住棟と敷地境界線，工作物，法面等からは可能な限り 5.0 m 程度の離隔寸法を確保する。ただし，歩道等に隣接し，通行•作業等が可能であれば 3.0 m とする。
（5）受水槽，浄化槽，ゴミ置場等
（1）設置の要否を確認し，必要な場合は配置計画に明示する。なお，車両が寄りつけ るよう配置する。
（2）受水槽は容量算定を，浄化槽は人槽算定を明記する。
（3）浄化槽の排水は，適切な勾配を確保できることを明記する。
（4）浄化槽の保守点検，清掃等に必要なスペースを確保する。
（5）浄化槽は，設置個所周辺の環境や受水槽に近接しないよう配慮する。
（6）ゴミ置場は仮設住宅戸数に対して適切に大きさのものにし，アスファルト哺装と する。


## 2 仕様について（標準仕様以外）

（1）雨対策
（1）玄関には，庇，袖壁（両側）を設置する。
（2）物干し金物が設置している掃出し窓には，庇及び濡れ縁を設置する。
（3）駐車場は，砕石敷きとする。
（4）通路は，アスファルト哺装とする。
※舗装構成：下層（駐車場，主要通路，車路の場合，再生砕石 RC－40 t＝150）
（歩行者通路の場合，再生砕石 RC－40 $\quad \mathrm{t}=100$ ）
表層（密粒度（又は透水性）アスファルト哺装 $\mathrm{t}=40$ ）
舖装幅員：主要通路幅員 8 m の場合は， 6 m
車路幅員 6 m の場合は， 4 m
歩行者通路幅員 5 m の場合は， 2 m
（2）玄関スロープ
（1）団地住戸の 1 割程度について玄関スロープを設置する。
（2） 9 坪型（ 2 DK ）又は 12 坪型（ 3 K ）に設置することを標準とする。
（3）暑さ対策
（1）給湯器は追炊機能付（16号以上）とする。
（2） $2 \mathrm{DK} \cdot 3 \mathrm{~K}$ タイプの居室にはエアコンスリーブ，エアコン用コンセントを敷設
（4）その他
（1）物置（ $0.7 \mathrm{~m}^{2}$ 程度）を 1 箇所／戸設置する。
（2）住戸間の界壁は小屋裏まで設ける。
（3）玄関チャイムを設置する。
（4） 6 坪型 1 DK 及び 9 坪型（ 2 DK ）及び 12 坪型（ 3 K ）は 1 室に畳を設置する。
（5）集会所，談話室にはAEDを各1個設置する。
（6）住戸には各戸ごとに 1 個消火器を設置する。

〈参考：平成 30 年 7 月豪雨災害時の追加工事（オプション）〉

■追加工事（オプション）

|  | 追加仕様 | プレ協採否 | 全木協採否 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 雨対策 | 玄関庇•袖壁 <br> 窓底 <br> 通路舗装 <br> 駐車場舗装 | $\begin{aligned} & 0 \\ & 0 \\ & 0 \\ & 0 \end{aligned}$ | （既対応） <br> （既対応） <br> 0 <br> 0 |  |
| バリアフリー | スロープ（団地戸数の1割） <br> 濡れ縁（掃出し窓部分） | $\begin{aligned} & 0 \\ & 0 \end{aligned}$ | O （既対応） |  |
| 暑さ対策 | 鉄骨柱力バー（外部）掃出し窓（1か所） エアコン追加（1台） | $\begin{aligned} & 0 \\ & 0 \\ & 0 \end{aligned}$ | （既対応） O | ※プレ協のみ。現ブレ協仕様は不要。 |
| 寒さ対策 | 畳設置（1部屋） 床下ふさぎ 外壁周り断熱 二重サッシ 暖房便座 風呂追い炊き 地上式浄化槽保温 | 0 <br> 0 | （既対応） (ペアガラス) <br> （既対応） | ※浄化槽を設置する場合 |
| その他 | 物置 <br> 消火器 <br> 玄関チャイム <br> 住戸間小屋裏界壁 | $\begin{aligned} & 0 \\ & 0 \\ & 0 \\ & 0 \end{aligned}$ | 0 <br> 0 <br> 0 （既対応） |  |

第6節 資材不足等への対応

1 建設事業者からの情報収集

## 【県】

○応急仮設住宅の建設にあたり，資材の不足，買い占め等が生じている状況や，生じる懸念が認められた場合は，建設事業者等から情報収集する等の調査を行う。
○県は，応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応 じて，国に資機材の調達に関して要請するものとする。
○県は，応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たつては，適正かつ円滑に行われる よう関係団体等との連絡調整を行う。

2 県産材の活用

○ 応急仮設住宅の木部については，供給可能な県産材について農林水産局林業課へ確認し，県産材を優先的に活用する。

※1 着工までの間に建設地の特定行政庁に対し，建築基準法第 85 条の許可申請を行い，許可 を受ける。

第7節 建設の進渉管理，検査，引き渡し等

1 進渉管理

## 【県】

○各団地の工事の進渉状況，完成見込み等の進渉管理を行う。
○ 工事の過程で，建設事業者と，上下水道事業者，エネルギー事業者，市町等の関係者間で，問題が発生した場合は，その調整を行う。

## 【協定団体】

○ 各事業者，各団地の工事の進渉状況，完成見込み，発生した諸問題を把握し，県に定期に報告する。

2 検査•引き渡し

## 【県】

○ 各団地については，工事の節目に地縄張り検査，中間検査，完了検査を行う。県職員で不足 する場合は，応援職員の支援を受けて実施する。
○検査終了後，引渡しを受け，管理者（市町）に引き継ぐ。

【建設事業者•協定団体】
○ 建設事業者，協定団体等は，県に引渡しを行う前に検査を行う。

第8節 入居管理，コミュニティ・要配慮者への配慮すべき事項

1 入居管理

○入居者の募集•選定などの入居事務は県からの委任業務として市町が行うことになる。
○平成 30 年 7 月豪雨災害においては，市町と「災害救助法による応急仮設住宅等の管理に関 する協定書」を締結した。
○ 入居基準や選定方法等は被災者の状況や地域特性を踏まえて適切に設定する。
【市町による実施が想定される入居等に関する事務】

- 入居者募集，入居決定
- 入居者との使用貸借契約
- 入居説明会の実施
- 入居者名簿の作成
- 入居者からの相談の受付
- 入居者が提出する書類の受付•送付
- 入居者との連絡調整
- 自治会等の設立指導

〈参考：平成30年7月豪雨災害における実績〉

| 応急仮設団地名 | 建設戸数 | 建設当初 <br> 入居世帯 | 最大累計入居世帯 | 最大累計入居率（\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 安浦応急仮設団地（呉市） | 40 | 20 | 24 | 60\％ |
| 天応応急仮設団地（呉市） | 40 | 40 | 40 | 100\％ |
| あやめヶ丘応急仮設団地（三原市） | 31 | 10 | 13 | 42\％ |
| 平成ヶ浜中央公園応急仮設団地【第1期】（坂町） | 58 | 58 | 59 | 102\％ |
| 平成ヶ浜中央公園応急仮設団地【第2期】（坂町） | 21 | 21 | 21 | 100\％ |
| さか・なぎさ公園応急仮設団地（坂町） | 6 | 6 | 6 | 100\％ |
| 平成ヶ浜東公園応急仮設団地（坂町） | 13 | 13 | 13 | 100\％ |
| 合計 | 209 | 168 | 176 | 84\％ |

○ 入居決定は，高齢者•障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから，機械的な抽選等により行わないようにする。（東日本大震災に係る応急仮設住宅について 平成 23 年 4 月 15 日厚生労働省社会•援護局総務課長通知）

〈事例〉平成 30 年 7 月豪雨（三原市）

| 優先順位 | 世帯の内容 |
| :---: | :---: |
| 1）最も優先度が高い世帯 | - 75歳以上の高齢者だけで構成される世帯 <br> - 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯 <br> - 療育手帳（A）• A，精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯 <br> - 高齢者•障害者（児）がいて家族介護が必要と三原市が認める世帯 |
| 2）1）の次に優先度が高い世帯 | － 3 歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯 |
| 3）1）2）の次に優先度が高い世帯 | －中学生以下の子どもが 3 人以上いる世帯 |
| 4）1）2），3）の次に優先度が高い世帯 | $\cdot 75$ 歳以上の高齢者がいる世帯 |

○応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。
－応急仮設住宅への入居決定は，個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。
ただし，入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限り ではない。
－入居決定に当たっては，高齢者•障害者等を優先すべきであるが，応急仮設住宅での生活の長期化も想定し，地域による互助等ができるように，高齢者•障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。
また，従前地区のコミュニティを維持することも必要であり，単一世帯ごとではなく，従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。
（災害救助事務取扱要領 内閣府政策統括官（防災担当）令和2年5月）
○コミュニティの維持の観点から，地域の被災者が一体的に応急仮設住宅団地に入居できるよ うにするために，一定の戸数を確保した上で，従前のコミュニティ単位で入居募集を行うと いった方法も想定され，そういった場合の募集方法については，被災者に充分に説明した上 で実施する。
○ 建設予定，完成予定等の進渉情報について，入居管理チームは管理者（市町）に情報提供を行い，連携する。

2 福祉仮設住宅，コミュニティ施設，交通の確保

○高齢者，障害者，日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため，次により老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅（福祉仮設住宅）を設置できる。
－福祉仮設住宅は，段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか， その他の設備•構造面においても，高齢者，障害者等の安全及び利便に配慮すること。
－福祉仮設住宅は，老人居宅介護等事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図 られやすくするため，生活援助員室や共同利用室を設置できるほか，調理室，風呂，便所等 の一部または全部の共同利用を前提とした設備とすることができる。
（災害救助事務取扱要領 内閣府政策統括官（防災担当）令和 2 年 5 月）
○ 集会施設，ベンチ，あずまやなどを設けることは，応急仮設住宅内のコミュニティ形成に寄与するため，コミュニティ施設を一定程度設ける。（内閣府との協議が必要。）
○ ストック活用の観点から，商業施設，診療所等の生活利便施設は，応急仮設住宅近隣の既存施設をできるだけ活用するが，不足する場合は，応急仮設住宅団地内若しくは近傍に建設す る。
○特に，一定規模以上の団地の場合は，それらの生活利便施設が必要となるため，不足する場合は，近傍の施設からの定期的な巡回等の配慮を求めつつ，必要な場合は近傍に建設する。
○仮設店舗等の仮設施設を建設する際は，被災した中小事業者等に事業再開の場を提供する観点からも，被災市町等からの要請に基づいて（独）中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設（仮設店舗，仮設工場，仮設事務所等）の仕組みの活用も有効である。

3 配置計画の工夫

○ 高齢者等の孤立防止，入居者同士の交流の促進，コミュニティ形成の観点から，配置計画上 の工夫を行うことが必要である。

〈事例〉平成 30 年 7 月豪雨災害 広島県応急仮設住宅基本方針（抜粋）
1 配置について
（1）住戸
（1）住棟は，日照条件を公平にするため，原則として，玄関を北側，居室を南側とし，住宅の長手方向を東西方向にするよう配置する。
（2）住戸については，居室の窓を 1 箇所以上は掃出し窓とし，縁側を設けて，入居者同士 のコミュニティ形成の促進に配慮する。
（3）各住戸タイプの戸数割合は，県内の世帯構成を勘案し，下記のとおりとする。市町の意向調査により入居者の世帯人員構成が把握できる場合は，これによる。 6 坪型（ 1 DK）： 9 坪型（ 2 DK ）： 12 坪型（ 3 K ）

〈事例〉平成 30 年 7 月豪雨災害 各応急仮設団地の配置プラン


安浦応急仮設団地（呉市）


天応応急仮設団地（呉市）


平成ヶ浜中央公園応急仮設団地（坂町）


さか・なぎさ公園応急仮設団地（坂町）


平成ヶ浜東公園応急仮設団地（坂町）


あやめヶ丘応急仮設団地（三原市）

○ ペットとの入居については，ペットを飼っていない人，動物が苦手な方やアレルギーを持っ ている方等への配慮をしながら対応する必要がある。

〈事例〉平成 30 年豪雨災害に係る仮設住宅へのペットの受入れ配慮について

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 23 日

広島県健康福祉局食品生活衛生課長 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

平成 30 年豪雨災害に係る仮設住宅へのペットの受入れ配慮について

この度の豪雨災害における貴県管内における甚大な被害について，心よりお見舞いを申し上げます。

貴県におきましても，被災者向けの住まいの確保について，「みなし仮設住宅」 への入居の準備など，様々な手続きが進められ，また，「応急仮設住宅」の建設 についても，検討•準備が進められているところと承知しておりますが，今後，ペットとともに被災した被災者からペット連れで入居できる仮設住宅の確保について要望が生じると思われます。

このような状況に鑑み，検討段階からペットの同伴が可能な仮設住宅を準備 しておくことにより，ペット同伴の被災者とその他の被災者の双方にとって望 ましい状態の実現につながるものと思われますので，応急仮設住宅等の整備に あたり，特段のご配慮をよろしくお願いいたします。
なお，全国的な調査によれば，世帯における犬の飼養率は $13 \sim 14 \%$ 前後，猫 の飼養率は $10 \%$ 前後ですが，現地で把握した実情を踏まえると，被災に伴い知合いに預けたり，譲渡される方もいるとの情報があることから，ペット同伴入居希望者の割合は，これよりは少なくなる見込みと思われますので，ご参考までに お知らせいたします。

5 生活品の提供
－平成 30 年 7 月豪雨災害においては県から被災者へ生活品を提供している。

平成30年7月豪雨被災者の受け入れに係る生活品申込 処理流れ
（1）申込取次

【 民間借上住宅•応急仮設住宅】

入 居 者
（生活品申込）

民間住宅不動産業者
……込用紙記入
（申込報告）
市町 住宅担当課
（申込用紙提出）
県住宅課
（入居決定通知書発送時）

## 【県営住宅】


（生活品申込）

指定管理者
… 申込用紙記入
（申込報告）
（申込用紙提出）

（入居決定分申込用紙 提出）


商工労働総務課
－生活品発注•調達
$\cdots \cdots$ 商工から， 1 回 $10 世$ 帯分以上で業者に納品依頼を行う。 ※担当 産業マーケティングG
（2）受取連絡


1 維持保全・メンテナンス

○ 維持保全，メンテナンス対応は，被災県から市町に委任し，実施している。（平成 30 年 7月豪雨災害）
〈参考：平成 30 年 7 月豪雨における応急仮設住宅の管理協定書〉

## 災害救助法による応急仮設住宅等の管理に関する協定書

広島叟（以下「甲」といら。）と○○市•町（以下「乙」という。）とは，平成 30 年 7 月高雨災害の被炎者に対する災害较助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に基つく教助として供与される同法第 4 条第 1 項 1 号の応急仮設住宅（以下「応急仮設住宅」といら。）及び集会所，談話室，外満，駐車場等（以下これらを「応急仮設住宅等」という。）の管理 について，次のとおり協定を締結する。
（信義䧕実の義務）

（役割）
第2条 甲は，応急仮設住宅等の管理に関し，次に掲げる事務を処理する。
（1）応急仮設住宅等の撤去に関すること。
（2）応急仮設住宅等の撤去後の土地の原状回後に関すること。
（3）応急仮設住宅等に係る火災保険（建物に俰るものに限る。）に関すること。
（4）その他応急仮設住宅等の管理に係る乙の支援に関すること。
2 乙は，応急仮設住宅等の管理に関し，次に揭げる事務を処理する。
（1）応急仮設住宅の入居者の募集から入居するまでの手続に関すること。
（2）応急仮設住宅の入居者の退去に関すること。
（3）応急仮設住宅の入居者及び退去者が提出する書類の受付及び処理に関すること。
（4）応急仮設住宅等の維持管理に関すること。
（5）応急仮設住宅等の補修工事に開すること。
（6）応急仮設住宅等の擏去の要請に関すること。
（7）前各号に掲げるもののほかっ，応急仮設住宅の入居者等との連絡調整に関するこ と。
（協定の対象とする応急仮設住宅等）
第 3 条 この協定の対象とする応急仮設住宅等は，平成 30 年 7 月豪雨災害の発生日（平成 30 年 7 月 5 日）時点での○○市•町の住民のために○○市•町の区城内に設置される応急仮設住宅等とする。
（有効期問）
第 4 条 この協定の有効期問は，応急仮設住宅への入居の募集を間始した日から応急仮設住宅等の撤去が完了する日までとする。

## （費用負担）

第5条 第 2 条に规定する事柊の処理に要する費用について汒，同条第 1 項に規定する事務にあっては甲が，同条第2項に規定する事務にあっては乙がそれぞれ争担するものと する。
2 第 2 条第 2 項第 4 号の維持管理及び同項第 5 号の補修工事に要する費用については，甲は，甲の予算の範䎴内でてに対して補助をするものとし，その詳絗については，甲が別に定めるるのとする。
（定期報告等）
第6条 乙は，応急仮設住宅への入居状況について，甲か別に定める様式により定期的に甲に対して報告するるのとする。
2 甲は，必要があると認めるときは，乙の応急仮設住宅等の管理状況について謨査し，又は乙に対し，報告，若しくは必要な措亶を犦ずるよう求めることができる。
（損害の負担）
第7条 この幛定の実施に伴って生じた損革（第三者に及ほした損害を含も。）を賠備する ために必要な経費の負担については，甲と乙が協議して定めるものとする。
（䍌譜）
第8条 この格定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生したときは，甲と乙が協諘し て定めるものどする。

この格定の成立を証するため，本書 2 通を作成L，甲と乙が䟕名，押印をして，各自き の 1 通を所持する。

平成 30 年 7 月 28 日

甲 庆島県
代表者 広島照知事 湯岍 英彦

乙 ○○市•町
代表者 ○○市•田長 ○○○○

○ 入居後の不具合について，市町又は県が受け，緊急を要する場合は，即時に対応し，原因，程度に応じて，建設事業者等に費用を求償する。
○維持管理の役割については，被災市町と県との協定書において定める。
○ 維持管理に関しての一問一答集を作成し，県及び被災市町で共有する。

○ 県において，引渡し後の不具合が，建設事業者の瑖疪によるものか，入居者等の責によるも のか，余震等特定の者の責によらないものか等について一定の判断を行い，瑕疪については，事業者に補修を要請する。

3 追加工事対応

○ 一律の追加工事については可能な限り行うことの無いよう，事前に必要な仕様は備えておく ことが望まれる。一方，個別の追加工事要望の発生は避けがたく，卙酌すべき事情に基づく追加工事については，公平性を過剰に重視せず，県及び市町による個別の対応を是とする。
○ また，入居者，ボランティア等による改造等を一定程度許容する。改造を認める場合は危険 な改造等とならないよう，県及び市町において確認を行う。

4 空き住戸の活用

○平成 30 年7月豪雨災害において，呉市安浦地区に建設した応急仮設住宅の空き住戸の一部 を，被災者見守り・相談支援事業を実施する「呉市地域支え合いセンター」の当該地区におけ る活動拠点として活用した。（事前に募集範囲を呉市外にも広げ随時募集を実施するとともに，呉市内の全壊•半壊被災者の内，公的支援を受けていない全世帯に対し，意向確認調査に併せ て改めて応急仮設住宅の利用について周知している。）

○ 東日本大震災における応急仮設住宅の空き住戸の弾力的な取り扱いや他用途への活用に関す る通知は次の通り。
〈東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その5）（社援総発 0812 第 1 号 平成 23 年 8月12日）〉

社援総発 0812 第 1 号平成23年8月12日

岩手県，宮城県，福島県
栃木県，茨城県，千葉県，長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿厚生労働省社会•援護局総務課長東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その5）

今般の大震災で被災された方に対し，できるだけ早く安心して生活できるための居住場所を確保するため応急仮設住宅の建設にご尽力いただいていることに対し厚くお礼申 しあげます。
応急仮設住宅の建設にあたっては，被災状況等を勘案し，各県において必要戸数を確保いただいているところですが，恒久住宅への入居等により，今後，地域によっては建設された応急仮設住宅について空き住戸が発生することも想定されます。このため，今般，空き住戸の活用について下記の点を踏まえ弾力的に取扱うこととしましたので御了知いた だきますようお願い致します。
おつて，管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して，下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

記

1．空き住戸を活用する際の留意事項について空き住戸であるかどうかを判断いただく際には，
（1）県外など遠方に避難されている方が地元の応急仮設住宅に入居を希望する場合な どであっても必要戸数が確保されていること
（2）新たに民間賃貸住宅の活用も含めて応急仮設住宅の需要が発生しないこと が前提となりますので十分ご留意ください。

2．空き住戸の取扱いについて
仮設住宅に空き住戸が発生した場合においては，既存の住戸の現況を保ちつつ，例 えば，
•応急仮設住宅におけるコミュニティーの形成•交流の促進に資するための集会や談話等のスペースとしての利用
－多人数世帯で居住スペースが著しく狭㿽であるなどの場合における複数戸の住居の利用
－生活物資の保管場所として複数の世帯での共同利用 －地域の社会福祉協議会等のボランティアセンターの活動拠点としての利用 を検討される等，地域の実情に応じて適切な活用を図られるようご配慮をお願いします。

〈建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について（社援総発 0123 第1号 平成 24 年 1月23日）〉

社援総発 0123 第1号
平成24年1月23日

岩手県，宮城県，福島県
栃木県，茨城県，千葉県，長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿


建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について

東日本大震災で建設した応急仮設住宅の空き住戸の活用については，既に「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その5）」（平成 23 年 8 月 12 日付け社援総発 0812 第 1 号当職通知）において，コミュニティ形成のための集会所や談話室のスペ ース等として利用する等地域の実情に応じて活用を図れるよら通知したところです。

今般，被災自治体等の要望を踏まえ，空き住戸の活用について，下記の取扱いも可能としたのでご了知願います。

記

1 現在，空き住戸となっている応急仮設住宅であっても，今後，復旧•復興が進む中で，遠方に避難しそこで居住されている被災者が，応急仮設住宅への入居を希望 することも考えられます。

2 このため，現在，入居希望者がない空き住戸について，入居希望者が現れるまで の期間に限り，他の自治体からの応援職員，地元自治体等からの要請や委託を受け て活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とします。
（注）なお，復旧•復興のための建設•土木工事関係者の宿泊については，この取扱いに該当しないのでご留意願います。

3 なお，空き住戸について，「2」に掲げた内容で活用する場合には，応急仮設住宅の入居者の方のニーズに照らし，平成 23 年 8 月 12 日付け当職通知に掲げた活用 が十分に図られているかどうか配慮願います。

〈東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について（社援総発 0228第1号 平成 25 年 2 月 28 日）$\rangle$

社援総発 0228 第1号平成25年2月28日

岩手県，宮城県，福島県，
栃木県，茨城県，千葉県，長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について

建設された応急仮設住宅については，今後，入居者の恒久住宅への転居等により，地域によっては空き住戸が発生し，今後も増えることが見込まれます。

この応急仮設住宅の空き住戸については，県外など遠方に避難されている方が地元 の応急仮設住宅に入居を希望する等，入居希望者が現れるまでの期間に限り，一時的 に他の自治体からの応援職員，地元自治体等からの要請や委託を受けて活動している ボランティア等の宿泊利用を可能とするよう弾力的に運用（「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について（平成 24 年社援総発 0123 第 1 号）」）しています。

ついては，応急仮設住宅の当該弾力的運用を超えて他用途に活用する場合の取扱い を下記のとおり整理しましたので，御了知いただき，管内市町村に対しても，この旨周知いただきますよう願います。

なお，本通知発出に当たり，復興庁，国土交通省，その他関係省庁と協議済みであ ることを申し添えます。

1．他用途への活用について
建設された応急仮設住宅の空き住戸の他用途への活用後に生じる各種売却収入，使用料収入等については，国庫への納付は不要である。

自治体が他用途に活用し又は民間事業者に譲渡等した後に生じる修繕費，解体撤去費，土地貸借料等の諸経費については，この使用料収入，売却収入等により対応願いたい。

2．その他
（1）財産処分（※1）の手続き等について
処分制限期間（2 年）経過後に応急仮設住宅を他用途に活用する場合は，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条 に基づく財産処分の手続きは不要である。

ただし，2年の経過前に応急仮設住宅を他用途に活用する場合は，財産処分の手続きが必要であり，この場合は，活用する用途によっては，国庫への納付（※ 2）が生じることがあるので予め当室あて協議願いたい。

なお，存続期間の延長については，建築部局と連携して実態に応じて個別に対応されたい。
※ 1 補助金等の交付を受けて取得し，又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的 と異なる目的で使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し又は取り壊すこと等
※2 国庫補助額，処分制限期間の残存年数等により算定される。
（2）これまでの弾力運用との関係
建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用については，これまで「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について（平成 24 年社援総発 0123 第 1 号）」に おいて弾力的な運用を行っているが，引き続き他の自治体からの応援職員の宿泊場所等に活用する場合は，県が，県外等に避難している被災者に対する意向調査等を踏まえ，今後，県外等からの入居希望者等を見込んでいる場合以外は，本通知によること。
（3）応急仮設住宅の入居者への配慮
応急仮設住宅と他用途として活用する建物が同一団地内に併存することとな る場合については，既入居者に支障が生じないよう配慮すること。

5 供与期間終了後の有効活用

○ 応急仮設住宅は，被災者等による生活再建•住宅再建に向けて一時的な住居の安定を図るた めに供与されるものであるが，撤去時に発生する大量の廃棄物や処分費用の軽減が課題であり，資源としての応急仮設住宅の有効利用を検討することが望ましい。
○ 現地での再利用や移築による再利用等，建物（住宅や様々な非住宅用途）としての再利用を最優先に検討する。
○ 応急仮設住宅の再利用にあたっては，できるだけコストを抑えた施設として供給していくこ とが求められる。
○ 応急仮設住宅を建設する際に，再利用がしやすい仕様としておくことが望ましい。
○ 応急仮設住宅再利用においては，住まいとしてだけではなくグループホームや事務所，店舗，集会所等，幅広い用途で利用することが考えられる。
○ 応急仮設住宅を恒久的な住まいとして活用する場合，建築基準法に適合させる必要があるた め，恒久的に活用可能な建設候補地の選定と併せて検討しておく必要がある。

【供与期間終了後の有効活用事例】
平成 30 年 7 月豪雨における三原市あやめヶ丘応急仮設団地の談話室について
三原市あやめが丘応急仮設団地での供与終了後，坂町小屋浦地区の地域拠点の新設に際し，建材として提供され，再利用されている。
地元 NPO 法人等の取り組みにより，地区の復興と地域づくりのため，災害公営住宅等に転出した住民等が立ち寄れる住民主体の集いの地域拠点となっている。（令和 5 年 2 月時点）

三原市あやめヶ丘応急仮設団地談話室
木造平屋建て 延べ面積 $39.74 \mathrm{~m}^{2}$


## 第10節 個人情報の管理

○関係者は，入居者リストなど個人情報を保有する場合は，個人情報の漏えい，紛失や滅失等 がないよう，十分な情報管理を行う。なお，これらに留意した上で，自治体部局間等の関係者間で必要な情報の共有は行う。

